

《 登録研修機関 チェックリスト 》

事業所名 _____

(チェック)	内 容
■	1 申請書類について
□	(1) 登録研修機関登録申請書（要綱第11号様式1）
□	(2) 設置者に関する書類 法人の場合；法人の定款又は寄付行為 個人の場合；住民票の写し
□	(3) 社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書（要綱第11号様式2） ※署名又は記名押印
□	(4) 登録研修機関登録適合書類（要綱第11号様式3）
□	要件1 研修内容 ；カリキュラム表
□	次の内容を含む研修実施計画書※1
□	□・研修実施日程 □・研修実施期間（1回あたりの喀痰吸引等研修の実施期間）
□	□・研修実施場所 □・研修委託の有無 □・研修受講定員 □・研修講師数
□	□・研修教材等設備調達方法 □・資金運用方法 □・修得程度審査方法
□	□・その他当該喀痰吸引等研修に関し必要な事項等
□	要件2 講師の要件；研修講師履歴書（講師毎）
□	研修修了証※2及び資格免許証の写し
□	要件3-① 講 師 数；講師一覧表（氏名、資格、担当科目）
□	要件3-② 備品、図書；備品一覧表及び図書目録
□	要件3-③ 経理的基礎；喀痰吸引等研修の経理に関する書類
□	会計帳簿等収支状況を明らかにする書類
□	料金の算出基礎や収納方法を記載した書類
□	要件3-④ 講師名・担当科目；研修講師履歴書及び講師一覧表
□	要件3-⑤ 研修修了者名簿；研修修了者管理簿
□	要件3-⑥ 研修修了者一覧の県への提出；研修実施結果報告書
	※1 研修実施計画書については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日付社援発0330第43号通知）の別添1「2（1）研修実施計画」を参照。
	※2 実務に関する科目の講師は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日付社援発1111第1号通知）の「第5-1-（3）」に列挙する研修を修了していること。
□	(5) 次の事項を定めた業務規程
□	□・喀痰吸引等研修の実施方法 □・喀痰吸引等研修に関する料金 □・必要講師数
□	□・研修の受付方法 □・実施場所 □・実施時期 □・実施体制
□	□・その他実施方法に関する事項
□	□・安全管理のための体制 □・業務に関して知り得た秘密の保持
□	□・業務の実施に係る帳簿及び書類の保存 □・その他
□	(6) その他関連する資料
□	□・喀痰吸引等研修実施委員会委員名簿※3
	※3 職種を明示する。1，2号研修では、医師及び看護師が1名以上含まれること。
□	□・実地研修の一部を委託する場合は、当該研修機関に関する資料 (□実施機関承諾書、□実地研修施設一覧※4)
	※4 実地研修の実施先は、「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」（平成23年11月11日付社援発1111第1号通知）の「第5-2-（5）」を参照のこと。

(チェック)	内 容			
	2 研修課程について			
■	別表第1、第2（不特定多数の者対象）			
□	○基本研修			
	講義	科目	時間数	備 考
	①	人間と社会	1.5	法律制度
	②	保健医療制度とチーム医療	2	法律制度
	③	安全な療養生活	4	実務に関する科目
	④	清潔保持と感染予防	2.5	実務に関する科目
	⑤	健康状態の把握	3	実務に関する科目
	⑥	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引概論	11	実務に関する科目
	⑦	高齢者及び障害児・者の喀痰吸引実施手順解説	8	実務に関する科目
	⑧	高齢者及び障害児・者の経管栄養概論	10	実務に関する科目
	⑨	高齢者及び障害児・者の経管栄養実施手順解説	8	実務に関する科目
□	演習			
	①	口腔内の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）	5回以上	人工呼吸器装着者に対する演習は通常演習とは別に、指定の回数以上実施する。
	②	鼻腔内の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）	5回以上	
	③	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）	5回以上	
	④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形タイプ）	5回以上	半固形タイプの演習は通常の滴下の演習に加え、別途十分な講義・演習等安全性を検討して行う
	⑤	経鼻経管栄養	5回以上	
	⑥	救急蘇生法	1回以上	
<p>※ 基本研修のうち、講義について通信・遠隔研修を実施する場合は、「喀痰吸引等研修における通信・遠隔研修の取扱いについて」（令和7年7月14日社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を参照するとともに、業務規程に明記すること。</p>				
□	○実地研修			
		科目	回数	備 考
	①	口腔内の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）	10回以上	人工呼吸器装着者に対する研修は通常研修とは別に、指定の回数以上実施する。
	②	鼻腔内の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）	20回以上	
	③	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）	20回以上	
	④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形タイプ）	20回以上	半固形タイプの演習は通常の滴下の演習に加え、別途十分な講義・演習等安全性を検討して行う
	⑤	経鼻経管栄養	20回以上	

(チェック)	内 容		
■	別表第3（特定の者対象）		
□	○基本研修		
	科目	時間数	備 考
①	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	2	法律制度
②	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6	実務に関する科目
③	緊急時の対応及び危険防止に関する講義		実務に関する科目
④	喀痰吸引等に関する演習	1	実務に関する科目
	<p style="color: red;">※ 基本研修のうち、講義について通信・遠隔研修を実施する場合は、「喀痰吸引等研修における通信・遠隔研修の取扱いについて」（令和7年7月14日社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を参照するとともに、業務規程に明記すること。</p>		
□	○実地研修		
	科目	回数	備 考
①	口腔内の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）	医師等の評価において、受講者が習得すべき知識及び技能を習得したと認めるまで実施	
②	鼻腔内の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）		
③	気管カニューレ内部の喀痰吸引（通常・人工呼吸器装着者）		
④	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形タイプ）		
⑤	経鼻経管栄養		